

銃砲刀剣類所持等取締法第10条の8の2第3項に基づくクロスボウ保管業者の業務の廃止命令、停止命令に係る処分基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新								
(新設)	<p style="text-align: center;"><u>処分基準</u></p> <p style="text-align: right;">令和●年●月●日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">根 拠 条 項：第10条の8の2第3項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">処 分 の 概 要：クロスボウ保管業者の業務の <u>廃止命令、停止命令</u></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <u>法令の定め：</u> 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項（<u>教習用備付け銃に関する措置命令</u>）、第10条の8の2第1項～第3項（<u>クロスボウの保管の委託</u>） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;"> <u>処分基準：</u> <u>クロスボウ保管業者が、法第10条の8の2第2項において準用する法第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等のは正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。</u> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">問 合 せ 先：所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法	根 拠 条 項：第10条の8の2第3項	処 分 の 概 要：クロスボウ保管業者の業務の <u>廃止命令、停止命令</u>	原権者（委任先）：福岡県公安委員会	<u>法令の定め：</u> 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項（ <u>教習用備付け銃に関する措置命令</u> ）、第10条の8の2第1項～第3項（ <u>クロスボウの保管の委託</u> ）	<u>処分基準：</u> <u>クロスボウ保管業者が、法第10条の8の2第2項において準用する法第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等のは正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。</u>	問 合 せ 先：所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177	備 考：
法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法									
根 拠 条 項：第10条の8の2第3項									
処 分 の 概 要：クロスボウ保管業者の業務の <u>廃止命令、停止命令</u>									
原権者（委任先）：福岡県公安委員会									
<u>法令の定め：</u> 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の7第3項（ <u>教習用備付け銃に関する措置命令</u> ）、第10条の8の2第1項～第3項（ <u>クロスボウの保管の委託</u> ）									
<u>処分基準：</u> <u>クロスボウ保管業者が、法第10条の8の2第2項において準用する法第9条の7第3項の規定による命令に応じなかった場合に、当該命令違反等に起因する実害の発生の有無、当該違反等のは正の見込み、過去における同種の違反等の有無、社会的に非難されるべき程度等を考慮し、業務の廃止命令等の処分を量定する。</u>									
問 合 せ 先：所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、内 3177									
備 考：									